

## 第436回 東京地方最低賃金審議会

### 資料目次(その2)

- 資料1 東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書一覧  
(その2) .....1
- 資料2 東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書(写)  
(その2) .....5

東京地方最低賃金審議会の意見に対する  
異議申出書一覧（その2）

## 東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書一覧（その2）

	作成日順に記載
1 石井輝夫	令和5年8月7日作成
2 全国印刷関連ユニオン東京地域支部	令和5年8月8日作成
3 全国印刷関連ユニオン東京地域支部大日本印刷分会	令和5年8月8日作成
4 真鍋章信	令和5年8月8日作成
5 吉村宗夫	令和5年8月8日作成
6 石崎博志	令和5年8月9日作成
7 江中正行	令和5年8月9日作成
8 田村光龍	令和5年8月9日作成
9 岩田慧	令和5年8月18日作成
10 近藤聡	令和5年8月18日作成
11 長峰浩	令和5年8月18日作成
12 村木正治	令和5年8月18日作成
13 全労連全印総連東京地連あかつき印刷労働組合	令和5年8月21日作成
14 全労連全印総連東京地連あかつき印刷労働組合女性部	令和5年8月21日作成
15 佐々木緒	令和5年8月21日作成
16 全印総連東京地連新日本印刷分会	令和5年8月21日作成
17 横山朋和	令和5年8月21日作成
18 全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会	令和5年8月22日作成

東京地方最低賃金審議会の意見に対する  
異議申出書（写）（その2）

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続き冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

わたしの一言

2023年 8月 7日

(住所)



(氏名) 石井 輝 夫

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 8日

## 異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

私たちの要望

東京を もっと 上げるべきです

(組合・団体名)

全国印刷関連ユニオン  
東京地域支部

(代表者名)

支部長 田村 光龍

(住所・〒)

文京区本郷 2の36-2  
T.M.ビル 302

TEL 03 3818 5126

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 8日

## 異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続く中で冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし直し、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げることを求めます。

私たちの要望

会社は出勤日と残業を少なくし、労務費削減に進んでおり、手取り/身金が毎年下がり生活していくのが精一杯です、1500円がどうしても必要です

(組合・団体名) 全国印刷関連ユニオン東京地域支部

(代表者名) 大日本印刷分会

吉村 宗夫 分会長

(住所・TEL)

文京区本郷2-36-2 T.M.畑中ビル

302

TEL 03 3818 5126

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続き冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

わたしの一言

きとくに  
生活できる賃金を!

2023年 8月 8日

(住所)

(氏名)

真鍋 章信



東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続き冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

わたしの一言

113円では 5公5民の重税国家では  
生きていきません。  
1200円以上をお願いします。

2023年 8月 8日

(住所)

(氏名)

吉村 宗夫

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続き冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

わたしの一言

2023年 8月 9日

(住所)



(氏名)

石崎 博志

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続き冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げること求めます。

わたしの一言

2023年 8月 9日

(住所)



(氏名)

江 中 五 行

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円にする」答申は到底容認できません。

実質賃金が連続14カ月連続している中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」のが切実に寄せられています。

電気代など公共料金が相次ぐ値上げで、酷暑が続き冷房代を節約し熱中症となる都民が続出するなど、最賃大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、切実な実態に向き合い、大幅に引き上げることを求めます。

わたしの一言

1113円は容認できません。最低賃金を1500円を  
超える程度をぜひ下せたい。

2023年 8月 9日

(住所)

(氏名)

田村 光龍

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

今すぐ 時給 1500円を

2023年 8月18日

(住所)

(氏名)

辻田 博

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

物価や公共料金の値上げで生活が苦しくなっています。  
今こそ最低賃金の大幅引き上げが必要です。

2023年 8月 18日

(住所)

(氏名) 近藤 聡

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

物価高で生活が辛い。最低賃金を上げる事により実質賃金を上げ、景気を良くして下さい。

2023年 8月18日

(住所)

(氏名) 長峰 浩

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

物価高騰で生活が厳しい

2023年 8月 18 日

(住所)



(氏名)

木村正治



東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 21日

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

今すぐ時給1500円以上の実現を。

(組合・団体名)

全労連全印総連東京地連  
あかつき印刷労働組合  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-16-10  
代々木エアハイツ504号  
TEL・FAX 03(3497)0768  
mail aik-kumiai@pr.email.ne.jp

(代表者名)

執行委員長 佐木 緒

(住所・Tel)

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月27日

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

物価高でも人間らしい生活ができる程度の  
最低賃金の実現を今すぐ！

(組合・団体名)

(代表者名)

(住所・TEL)

全労連全印総連東京地連  
あかつき印刷労働組合  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-16-10  
代々木エアハイツ504号  
TEL・FAX 03(3497)0768  
mail aik-kumiai@pr.email.ne.jp

女性部

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

物価上昇に対処できる時給を！

2023年 8月21日

(住所)

(氏名) 佐々木 結

東京労働局長 辻田 博 様

2023年 8月 21日

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

### 私たちの要望

ここ1年だけでも、電気代などの公共料金をはじめ、食料品など生活に直結するものが軒並み値上がりしています。今回の41円引き上げでは物価上昇に追いつきません。

東京都の最低賃金引上げについて、時間額1113円の答申で採決となったことは、非常に残念な結果で、失望を禁じえません。東京労働局長 辻田様におかれましては、改訂金額の諮問を再度行っていただきたく、ここに切望いたします。

私たちの、生活実態からの声には是非耳を傾けていただき、ご検討いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(組合・団体名) 全印総連 東京地連 新日本印刷分会

(代表者名) 執行委員長 藪崎千恵

(住所・TEL) 東京都新宿区山吹町342番 03-3269-3611

東京労働局長 辻田 博 様

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、切実な実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げることを強く求めます。

わたしの一言

国民あってこの国、住民あっての地方自治体ではないでしょうか。  
生活者の視点に立った行政では、国も自治体も右肩下がりで  
ないでしょうか。  
市民社会の原点に立ち、最賃についても考えてほしいです。

2023年 8月 21日

(住所)

(氏名)

横山 朋希

東京労働局長 辻田 博 様

2023年8月22日

全国印刷・出版産業労働組合東京地方連合会

執行委員長 坂田光正

〒113-0033

文京区本郷 2-36-2T.M 畑中ビル 302

TEL:03-3818-5126/FAX:03-3818-5127

## 異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から41円引き上げて1113円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が14カ月連続してマイナスとなっている中、若年層やパートなどで働く最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

全印総連が毎年行っている家計調査からは「浪費をしていないつもりでも、預貯金にはなかなか回せない」「食費は体づくりの基本となるのでどうしても削りにくい。水道・光熱費はこれ以上削れない」「人々が一定の生活水準から落ちないような仕組みづくりをお願いしたい」「賃金のうち、残業代の部分が、税金に消えてしまっている。」という声が寄せられています。

最賃審議会では企業の支払い能力を主張されますが、『最低賃金を上げたことが主たる要因で倒産した企業名を明らかにしてから主張』すべきです。全印総連東京地連など民間の中小企業では労働者の生活が見え、最賃近傍では人が集まらず人員確保の面からも実質の時給は1300円から1500円になってきています。時給をできるだけ低く抑えたいのは、コロナ禍においても内部留保を積み増しし、雇用の調整弁としてパートや派遣など非正規労働者を多数確保したい大企業ではないでしょうか。

41円の改定額後の1113円では年間1800時間フルに働いても年収200万円の貧困ラインです。これではダブルワーク・トリプルワークで命を削って働かなくては生活ができません。

本来、労働時間は1日8時間、週40時間で経済的な心配なく暮らしていけるだけの賃金が確保されるべきです。労働基準法にある「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」は「全国一律の最低賃金、東京で早期に1500円の実現」を求める私たちの要求は多くの国民・都民、都内に働く労働者のささやかな願いです。

労働組合が行った最低生計費試算調査では、全国の25を越す地域において、20代単身者が人間らしい生活を営むには、少なくとも時間額1,600円程度は必要との結果が出ました。都市も地方も人間らしく暮らすために必要な生活費に変わりはありません。

最低賃金が1,500円になれば、「病院に行ける」「まともな食事がとれる」「切り詰めて少しは貯えができる」など、切実な声があがっています。それらの声を聞き、秋田地方最賃審議会では8月7日の中央最賃の目安+5円を、鳥取ではプラス7円、佐賀では十分な時間を審議に費やし8月18日にプラス8円の答申をだしています。東京都において最賃近傍労働者の生活実態を直接聞くわけでも無く、短期間での審議で目安のままの41円の引き上げ額では、低賃金と昨年から続く物価高騰による生活困窮を打開できません。

電気代など公共料金の相次ぐ値上げで、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。

東京都の賃金審議会では、当事者の意見陳述も実施されず最賃の引上げによって生活が改善する労働者の声を審議に生かすことなく審議の公開も不十分で審議の具体的内容も不明です。公正・公平な審議で十分な審議をした上で最低賃金が決定されているとは思えません。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、以下の項目と共に「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、全印総連東京地連としてここに異議申立てをします。

## 記

1、2023年10月発効予定の東京都の最低賃金について、最低賃金ラインの労働者の直接意見陳述を含めた審議を行い、少なくともこの1年間の物価上昇分を加味した改定額になるよう全面公開での徹底審議すること。全面公開では、ご自身の発言が出来ない審議委員は、審議委員を辞退されたい。

2、審議委員の皆様には、今回答申した東京都の最低賃金1113円で一か月間（最低でも1週間）生活をしていただき、その体験と感想を最低賃金審議会で述べていただきたい。

3、この10年間で「最低賃金が引き上げられたことが主たる要因での倒産件数」を明らかにした上で結論を出していただきたい。